

2 本部事業



(1) 給付事業

ア 入院見舞金

会員が入院された場合に入院見舞金の給付をおこなっています。

① 給付について

- (1) 受給期間は55歳の誕生日から70歳の誕生日前日までの入院分です。
(受給対象となるのは、一般財団法人滋賀県退職教職員互助会加入期間に限ります。)
- (2) 請求期限は、入院開始年月日の翌日から起算して満3年以内です。
(当会受付日もしくは郵送の消印を基準に、3年前までさかのぼります。)
- (3) 給付対象は継続して5日以上入院した場合で、1日あたり1,500円を見舞金として給付します。
ただし、1傷病10万円を限度とし、超える金額については支給しません。

② 請求の流れ

- (1) 7ページの「入院見舞金請求書」に次の各項目を記入して下さい。(全ての項目は必須です)

a 入院者(会員)氏名	b 入院期間・入院日数	c 請求金額
d 会員番号、住所・電話番号・請求者氏名・押印 ^{注1}		e 入院者との続柄

注1 請求者氏名欄の押印は、自署することにより、省略できます。

*請求者が会員と異なる場合は、8ページの「入院見舞金にかかる口座の報告」に必要事項を記入し、併せて提出してください。請求者が会員で、入会時に申請した口座とは異なる口座に入金希望の場合にも、「入院見舞金にかかる口座の報告」を使用してください。

*請求書1部につき、同一傷病のものしか手続きできませんのでご注意ください。2傷病以上を同時に請求する時は、「入院見舞金請求書」を分けていただく必要があります。

- (2) 病院等で証明を受けて下さい。

「入院見舞金請求書」(a~e記入済みのもの)を病院などの窓口へ提出し、次の項目の記入を依頼してください。(全ての項目は必須です)

f 療養者氏名、傷病名、生年月日	g 入院期間
h 所在地、電話番号、医療機関名、医療機関又は医師の印	

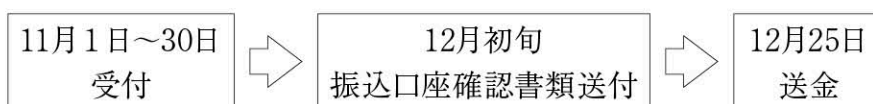
*医療機関での証明は、「入院見舞金請求書」への記載を原則とします。

ただし、医療機関が発行する診断書、入院証明書、退院証明書、領収書等(全てコピー可)を7ページの「入院見舞金請求書」に添付する形での請求も可とします。証明書を複数枚組み合わせても構いませんが、f~hの全て項目の記載が必要です。添付資料で提出する場合は、医療機関又は医師の印は任意です。なお、返却はできませんのでご留意願います。

- (3) 記入事項をご確認のうえ一般財団法人滋賀県退職教職員互助会あて郵送ください。

- (4) 請求書の受付は月末で締切り、翌月25日(休日の場合は翌日)に登録口座へ送金します。

例)



祝

イ 長寿祝金

- ① 毎年の旧敬老の日(9月15日)現在で85歳を迎えられた会員に給付されます。

- ② 給付対象者には該当年の8月に、住所、給付金受領口座等の確認書類を送付します。変更がない場合も届の提出が必要です。10月末に送金します。

